

「学校いじめの防止等基本方針」

1 学校いじめ防止等基本方針の目的、基本理念

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条を基盤として、平成29年3月14日の国による「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定や、それに伴う本市の現状分析および「京都市いじめ防止等取組指針」に基づいて、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、心理、福祉に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラーも構成員とするいじめ対策委員会を設置する。また、本委員会を機能的に運用することができるよう構成員全員の会議と日常的な関係者の会議に役割分担をするものとする。

- ・ 構成 学校長、教頭、生徒指導部長、補導主任、各学年補導係、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

・ 役割

【未然防止】

- ・ いじめ未然防止・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめ（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）の情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ 上記に係る情報があった時には、情報の迅速な共有、アンケート調査や聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめを受けた児童生徒に対する支援・いじめを行った児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

【取組の検証等】

- ・ 学校いじめの防止等基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 学校いじめの防止等基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 学校いじめの防止等基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめの防止等基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

【役割等の周知】

- ・ いじめ対策委員会の役割や構成員等の、児童生徒や保護者・地域等への周知

- ・ 開催時期 毎月1回

（日常的な会議については毎週1回）

- ・周知方法 学校だより等で生徒、保護者に対して周知を図るとともに学校ホームページも活用し、地域への発信も行う。また、校内での集会においても構成員の紹介や役割等を含めて生徒への連絡を行う。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめ未然防止のための取組

- 学習環境の整備
 - ・ 階段や廊下等に「心を豊かにする言葉」を掲示し、委員会活動の一環として学習意欲を高める言葉の掲示・発表を行う。
- 授業改善の充実
 - ・ 京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
 - ・ 各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会、小中合同研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。
- 道徳教育、人権教育の充実
 - ・ 生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらも、いじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、授業参観で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。
 - ・ 人権教育により、個人の尊厳や人権尊重の意義、人権の歴史や現状等の知識を身に付けるとともに、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成する。
- 生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実
 - ・ 職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
 - ・ 生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己指導能力を高め自己実現につなげる指導を進める。
 - ・ 生徒会が主体となって行う取組や、総合的な学習の時間で行う「ラボ活動」を通して、地域社会とのつながりを育む。
- 生徒同士の絆づくり
 - ・ 生徒会本部、評議会、各種委員会活動、学校行事、部活動における「縦割り活動」を充実させ、生徒の絆づくりを進める。
- 生徒の啓発
 - ・ 京都市子ども未来会議のテーマやまとめを様々な機会を通して生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートを実施し、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。
- その他
 - ・ 学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

- ・ 日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実にを行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思ってきたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。
- ・ 日常の生徒観察に加えいじめに対するアンケート、クラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート わたしの毎日アンケート）を実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・ 随時の教育相談はもちろんのこと年2～3回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用した面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

・ 基本的な考え方

いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

・ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

(※最終ページ 「**図__いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応**」参照)

・ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

生徒心得（校則）の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。また、京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施し、インターネットや携帯端末の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。さらに、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握した場合は適切な指導を行う。また必要に応じて、日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。その他、教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養し、PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

・ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し、解決に向けた取組を行う。

いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講じる。

(4) 教職員の資質向上

- ・ 日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・ 校内研修会で、いじめ防止対策及びいじめ事案対処に関する研修を実施する。
(※国立教育政策研究所作成の「いじめに関する校内研修ツール」を活用)
- ・ 定期的に生徒観察の視点点検（チェックシートの実施）を行い教職員相互で補完する。

4 保護者・地域・関係機関との連携

- ・ 「子どもを共に育む京都市民憲章（京都はぐくみ憲章）」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・ 機会を捉え、いじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。
- ・ ホームページ 学校だより 学年だより 等での発信
- ・ 学校運営協議会 P T A本部役員会 休日参観日の保護者会 地域生徒指導連合会 等での啓発
- ・ 京都府警察 等との連携
- ・ 生徒と地域の方と社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築を目指す。

5 重大事態への対処

- ・ 基本的な考え方
京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議、いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、
①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、
②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、
具体的な事案の態様から判断した上で、重大事態と捉え対応する。
- ・ 重大事態が発覚したときの対処
重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

学校が調査主体の場合

- ・ 学校の下に重大事態の調査組織を設置する。
- ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供を行う。
- ・ 京都市教育委員会への調査結果の報告を行う。
- ・ 調査結果を踏まえた必要な措置を講ずる。
- ・ 同種の事態発生の防止に必要な取組を推進する。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・ 京都市教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査への協力を行う。

6 年間計画（予定）

- ・いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組を次掲の計画に基づき実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合もある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会（年間指導計画作成、校内体制・組織的対応の共有について、生徒・保護者への周知について） ・校内研修（生徒指導、人権） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ・道徳授業 ・生徒会入会式 ・生徒会オリエンテーション ・避難訓練 ・部活動集会 ・情報モラル教育（SNS） 全学年 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の記名式アンケート ・クラスマネジメントシートについて確認と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 本部役員と顔合わせ ・保護者連絡アプリ「すぐーる」登録のお願い ・個別懇談会週間
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・校内研修（道徳、生徒理解） 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業 ・「いじめ対策委員会の役割・構成員の紹介」（生徒・保護者・地域） 学校だより・ホームページにて周知 ・チャレンジ体験（2年） ・いじめ防止教育 		
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・いじめアンケート調査結果情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業 ・校外学習（1年） ・生徒総会 ・非行防止教室（2年） ・修学旅行（3年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 ・いじめに関するアンケート ・クラスマネジメントシート ・学校評価に関するアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜参観 ・道徳授業公開 ・地生連会議 ・学校運営協議会会議
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会（年間取組の評価・見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業 ・山科醍醐支部生徒会交流会 ・「いじめ対策委員会の役割・構成員の紹介」（生徒）全校集会にて周知 		<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談会 ・地生連会議
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 ・校内研修（生徒指導） ・小中合同研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市中学校生徒会会議 ・道徳授業 		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業 ・避難訓練 		
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業 ・文化発表会・合唱コンクール ・体育大会 		
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業 ・薬物乱用防止教室（3年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート ・学校評価に関するアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭地域教育学級 ・進路懇談会 ・学校運営協議会会議 ・新入生保護者説明会

12	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 (年間取組の評価・見直し) いじめアンケート 調査結果情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 道徳授業 人権月間、人権学習 山科醍醐支部生徒会交流会 		<ul style="list-style-type: none"> 三者懇談会
1	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 道徳授業 避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> クラスマネジメントシート 教育相談週間 	
2	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 (年間取り組みの評価・見直し) 学校いじめ防止プログラムの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 道徳授業 性に関する学習 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価に関するアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 地生連会議 学校運営協議会会議
3	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 (次年度の年間指導計画作成) 	<ul style="list-style-type: none"> 道徳授業 球技大会(集団づくり) 卒業前行事 学級まとめ 		

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

予防

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

見逃しのない観察

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。